

一般社団法人島根県レクリエーション協会会員会費規程

この規程は、一般社団法人島根県レクリエーション協会定款第7条の規定に基づき、会員の会費を次のとおり定める。

(会 費)

第1条 正会員の会費は、年額を10,000円とする。

2 賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。

(1) 個人会員 2,000円を1口とし、1口以上

(2) 団体会員 10,000円を1口とし、1口以上

(納 入)

第2条 正会員の会費の納入は年1回とし、当該年度9月末日までに納入しなければならない。

2 賛助会員の会費の納入は年1回とし、当該年度3月末日までに納入しなければならない。

(臨時徴収)

第3条 本会が臨時に資金を必要とするときは、臨時に会費を徴収することができる。

(付 則)

この規程は、令和6年5月25日に施行し、令和6年4月1日より適用する。